

○財務省告示第百九十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十六年五月二十六日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十六年六月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百二回及び第三百三回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十七回及び第百十一回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
五	募入決定の方法	額面金額で三千九百九十七億円
六	発行額	額面金額で三千九百九十七億円
七	払込金額	四千二百七十億八千五百四十九万円
八	最低額面金	五万円





(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年) (第三百二回)	一・四%	平成六年三月二十一日	二十億七千二百七十萬円
利付国庫債券 (第十三年) (第三百三回)	一・四%	平成九年三月二十一日	七億六千六百六十萬円
利付国庫債券 (第十四年) (第七回)	二・二%	平成九年三月二十二日	百十八億円
利付国庫債券 (第十五一年) (第一回)	二・二%	平成六年四月二十一日	八百八十五億円